

# 城北中央公園マネジメントプラン

---


城北中央公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

## 目次

はじめに	37-3
I 城北中央公園の基本的事項	37-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 城北中央公園の開園概要	37-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 城北中央公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	37-8
2 取組方針	37-10
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	37-18
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
城北中央公園の現況写真	
<資料編>	37-22
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 城北中央公園に関する資料	



## はじめに

---

「城北中央公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 城北中央公園の基本的事項

## 1 都市計画等

### (1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第6・5・15号上板橋公園
- ・位置 板橋区桜川一丁目、小茂根三・五丁目及び東新町二丁目各地内、練馬区氷川台一丁目及び羽沢三丁目各地内
- ・面積 43.6ha
- ・種別 運動公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号  
(最終) 昭和51年7月13日 東京都告示第686号

### (2) 城北中央公園の基本的な性格・役割

本公園は、東京区部の北西部に位置する都市計画公園である。計画区域の中央を石神井川が流れ、石神井川流域に散在する都市計画公園・緑地とともに、区部北西部の水と緑のネットワークを形成する緑の拠点のひとつとして、大きな役割を担っている。

本園は、板橋区と練馬区の区境に位置する運動公園である。石神井川と茂呂山通りを挟んで大きく3つの地区に分かれており、石神井川の左岸に位置する高台の地区は中心となる地区であり、競技場、野球場、多目的広場などの運動施設が配置され、周辺には児童公園やけやき広場、テニスコート、栗原遺跡などがある。茂呂山通りの東側の地区であり、小学生の軽いスポーツ利用を対象とした子供広場、苗木広場などがあり、分園として子供達の遊びや散策に利用されている。石神井川右岸の茂呂遺跡等がある飛び地となっている地区であり、花の広場、桜の広場などが点在している。

また、園内2箇所に旧石器時代等の遺跡（文化財指定）があり、歴史・文化を感じることが出来る公園でもある。なお茂呂遺跡は保護のため立入を禁止している。

なお、東京都地域防災計画並びに練馬区及び板橋区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

### (3) 整備計画

#### ○城北中央公園南地区整備計画（平成22年）

基本理念「川沿いの緑に包まれたスポーツと歴史の公園」

また、災害時における避難場所や救出及び救助の活動拠点として防災機能の向上を図る。

#### ①緑の拠点の形成

- ・石神井川より北側の既存樹林等と一体となった水辺の明るい緑の拠点を創出
- ・遺跡や屋敷林等の既存樹木の活用、及び社寺林との連携による樹林の形成
- ・武蔵野の原風景を創出

#### ②総合的な健康づくりの場の形成

- ・様々なレクリエーション利用に対応
- ・「ふるさと」を感じ、心癒される空間を創出
- ・大人から子どもへ自然・歴史を伝承

### ③防災拠点

- ・避難場所の拡充や救出及び救助の活動拠点としての機能の充実

### ○石神井川以北に関する整備計画（平成2年）

- ・現在の緑に含まれた運動公園という特性を活かしさらに発展
- ・今後のスポーツレクリエーション需要を考慮した運動施設の追加、質的向上、遺跡の保全と特徴ある公園づくり
- ・石神井川と一体化し、水辺と親しむことができる公園とする
- ・現在の苗圃を自然学習的機能を持ち合わせたものに転換

## 2 過去の取組の成果等

### （1）過去の取組の成果

「城北中央公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

#### ○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

入口表示灯、防災用照明、非常用発電設備など、避難場所としての防災施設の整備を実施した。また、地域連携防災訓練を実施した。

#### ○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

骨格軸としてふさわしい緑となるよう樹林地等の適切な維持管理を行った。

#### ○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

スポーツ教室等スポーツイベントを実施した。

### （2）城北中央公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・多様な主体と連携した地域の活性化
- ・歴史的資源を活用した学びや体験の場の提供
- ・スポーツを通じた子どもたちの健全育成

## 3 社会状況等の変化

### （1）社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京2020大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

### （2）関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）

- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・練馬区地域防災計画（令和2年度修正）（令和3年3月）
- ・板橋区地域防災計画（令和2年度修正）（令和3年3月）

## Ⅱ 城北中央公園の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名 称 都立城北中央公園（じょうほくちゅうおうこうえん）  
開 園 日 昭和 32 年 4 月 1 日  
開園面積 253,077.93 m<sup>2</sup>（令和 4 年 9 月 1 日現在）  
公園種別 運動公園  
所 在 地 板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目  
アクセス 東武東上線「上板橋」、東京メトロ有楽町線・副都心線「氷川台」

#### (2) 主な公園施設

野球場、小野球場、テニスコート、陸上競技場、ゲートボール場、ドッグラン、体育館（板橋区営）、茂呂遺跡、栗原遺跡

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

利用者の多くは徒歩、自転車による利用である。駐車場利用者は、主にスポーツ施設利用者である。

石神井川左岸の本園地区は、競技場、野球場、テニスコート、多目的広場などの運動施設と、城北公園通り側にある児童公園やけやき広場など、利用者の多様なニーズに対応する施設として親しまれ利用されている。石神井川沿いの児童公園や子供広場は、地域の子供たちに利用されている。

#### (2) 利用者動向（推計値）

##### ・年間利用者数の推移

年度	3 年度	2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度
年間総計（人）	1,060,943	886,467	890,505	894,014	977,965

##### ・月別利用者数の推移

3 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 （人）	98,173	133,138	76,087	61,734	60,526	75,873
	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
1,060,943	109,134	110,349	73,903	76,401	73,583	112,042

#### (3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

4 団体・約 230 名が、トンボ池やドッグランの維持管理、花壇づくり、清掃などを行っている。

#### (4) 主な催し物開催状況（令和 3 年度実績は資料編参照）

「子ども自然観察会」「古代フェスティバル」などが行われた。

## Ⅲ 城北中央公園の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

##### 【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。また、非常用の発電設備等の導入による防災機能の確保を図る。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定  
避難場所（小規模開園地を除く全域）
- ・東京都地域防災計画による指定  
大規模救出救助活動拠点候補地（陸上競技場）  
医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地（陸上競技場、野球場 B）  
ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地（陸上競技場、野球場 B）
- ・練馬区及び板橋区地域防災計画による指定  
避難場所（小規模開園地除く全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

#### ■目標2：水と緑のネットワークを形成する都立公園

##### 【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は石神井川と隣接しており、河川事業と連携し公園事業を進めていくとともに、石神井川との水と緑の繋がりを意識した管理運営を実施していく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

#### ■目標3：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

##### 【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組



## ■目標4：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

### 【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京 2020 大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

## ■目標5：独自の魅力づくりに取り組む都立公園

### 【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

公園の魅力を向上させ、利用促進につなげるため、茂呂遺跡等の公園の貴重な資源の価値を積極的に掘り起こし、公園独自の魅力をアピールしていく。

また、より多くの方々に公園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目：魅力発掘の取組

## ■目標6：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

### 【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

## ■目標7：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

### 【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、公園ボランティアや NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

## 2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

### (1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

#### A：多目的広場ゾーン

- ・けやき広場や児童公園などのあるゾーン  
けやき広場や児童公園などの広場は、憩いの場としての利用のほか、子供たちの遊具遊びの場、保育園の屋外保育の場などの利用に対応していく。

#### E：休息・散策ゾーン

- ・都民の森や苗木の広場のあるゾーン  
木々の緑の中での散策・休息、軽運動、ドッグランなどの利用に対応していく。
- ・花の広場や柿の木広場など小区画の広場のあるゾーン  
主に地域の子供も達の日常的な遊びの場として利用されており、安全・快適な利用に対応していく。

#### G：スポーツゾーン

- ・多様な運動施設のあるゾーン  
陸上競技場、野球場2面・小野球場2面、テニスコート（人工芝9面）、ゲートボール場（2面）のほか、フットサルなどのできる多目的広場などがあり、有料施設等として、安全で快適な利用ができるよう管理する。  
なお、陸上競技場については、東京都地域防災計画で救出・救助の活動拠点、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地、災害時臨時離着陸場候補地に、野球場については、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。
- ・板橋区立体育館のあるゾーン  
運営主体が異なることから、双方が連携を図り施設利用等に配慮した管理を行う。

#### H：展示・学習ゾーン

- ・栗原遺跡と茂呂遺跡のあるゾーン  
茂呂遺跡、栗原遺跡の保存に努めるとともに、郷土の歴史や文化の学習の場等として利活用に対応していく。

#### M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン

案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

#### Q：外縁部ゾーン

- ・ 民有地等や公道に接する公園外縁部

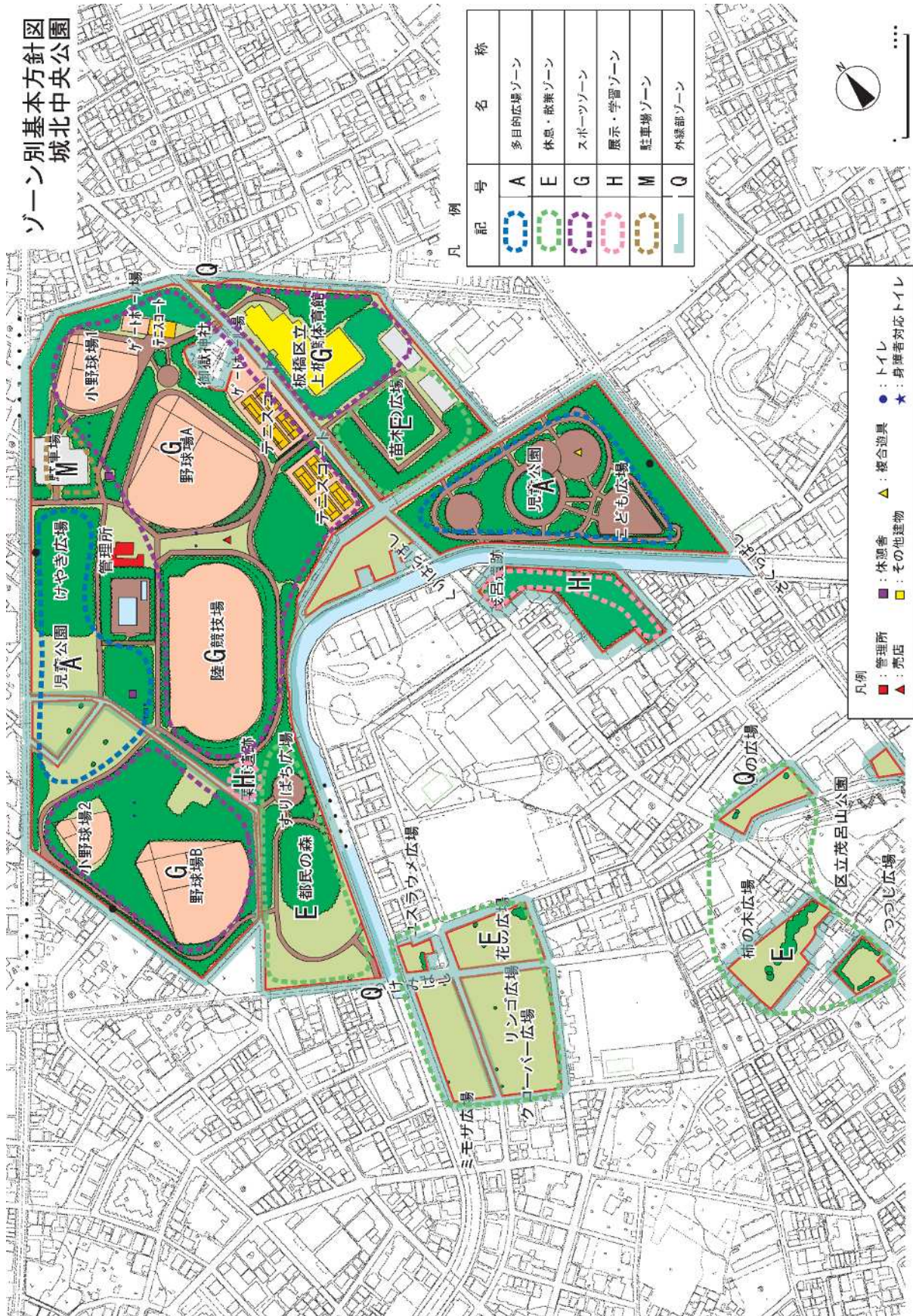
本公園の飛び地となっている区域の外縁部は住宅地等と境界を接する所が多い。区画道路等を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などにより、隣家等へ直接的な悪影響等を及ぼさないよう留意する。また、石神井川に面する外縁部は、河川と一体的に良好な沿川景観の形成を図っていく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図  
城北中央公園



凡例

記号	名称
A	多目的広場ゾーン
E	休息・散策ゾーン
G	スポーツゾーン
H	展示・学習ゾーン
M	駐車場ゾーン
Q	外縁部ゾーン

- 凡例
- : 管理所
  - : 売店
  - ▲ : 休憩舎
  - ▲ : 複合遊具
  - : トイレ
  - ★ : 身障者対応トイレ
  - : その他建物

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都編入/25000の地形図を基盤として作成したものである。(承認番号) 25都庁基交第350号

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

## 2) 本公園の維持管理における留意事項

### ①多様な立地に応じたきめ細かい維持管理

本公園は、運動施設が集積する石神井川以北の開園地以外は、住宅と隣接する小区画で点在していることから、ブロック毎にそれぞれ特徴的な植栽や施設、利用形態があることをふまえた維持管理を行っていく。

### ②地域のシンボルとなる景観の創出

石神井川沿いに広がる公園として、特に河川沿いの樹林地等については、河川と一体となった水と緑のうるおいを感じられる、風格ある景観となるよう維持管理を行っていく。

### ③運動施設の維持管理

野球場、陸上競技場、テニスコートなどのあるエリアについては、安全で快適なスポーツ利用ができるよう、施設等を適切に維持管理していく。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

##### ③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

##### ④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①スポーツ等による健康づくり

野球場やテニスコートなどの運動施設やけやき広場などを活用した、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントの開催などにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

##### ②地域の歴史をアピールする取組

園内にある東京都指定史跡の茂呂遺跡や栗原遺跡などを活かし、利用促進等につながる取組を行っていく。

##### ③ドッグランの運営

ドッグランは、犬に関する苦情及びノーリードで犬を遊ばせたいという要望に応えるために設置しており、利用登録を含め施設の適切な利用を図るとともに、犬同伴の利用者へのマナー向上やしつけ教室などの普及啓発の場として活用する。

## **(4) 安全・安心な公園への取組について**

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

### **1) 地震災害**

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

### **2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）**

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

### **3) 感染症など**

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

### **4) 落枝・倒木**

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

### **5) 施設の損壊等**

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### **6) 遊具**

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施



## (5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

### ①誰もが快適に利用できる公園づくり

誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、トイレのバリアフリー化や老朽化施設の改修等を推進する。遊具の更新等を行う場合には、ユニバーサルデザインに配慮した遊具広場整備の検討を行う。

## (6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

### 1) 優先整備区域「事業促進区域」：71,800㎡

板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目

### 2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注) : 「事業促進区域」 : 既に事業認可を取得済の区域 (用地未取得地含む)

「新規事業化区域」 : 新たに事業認可を取得する区域 (既に認可取得済の区域あり)

## IV 図面・写真

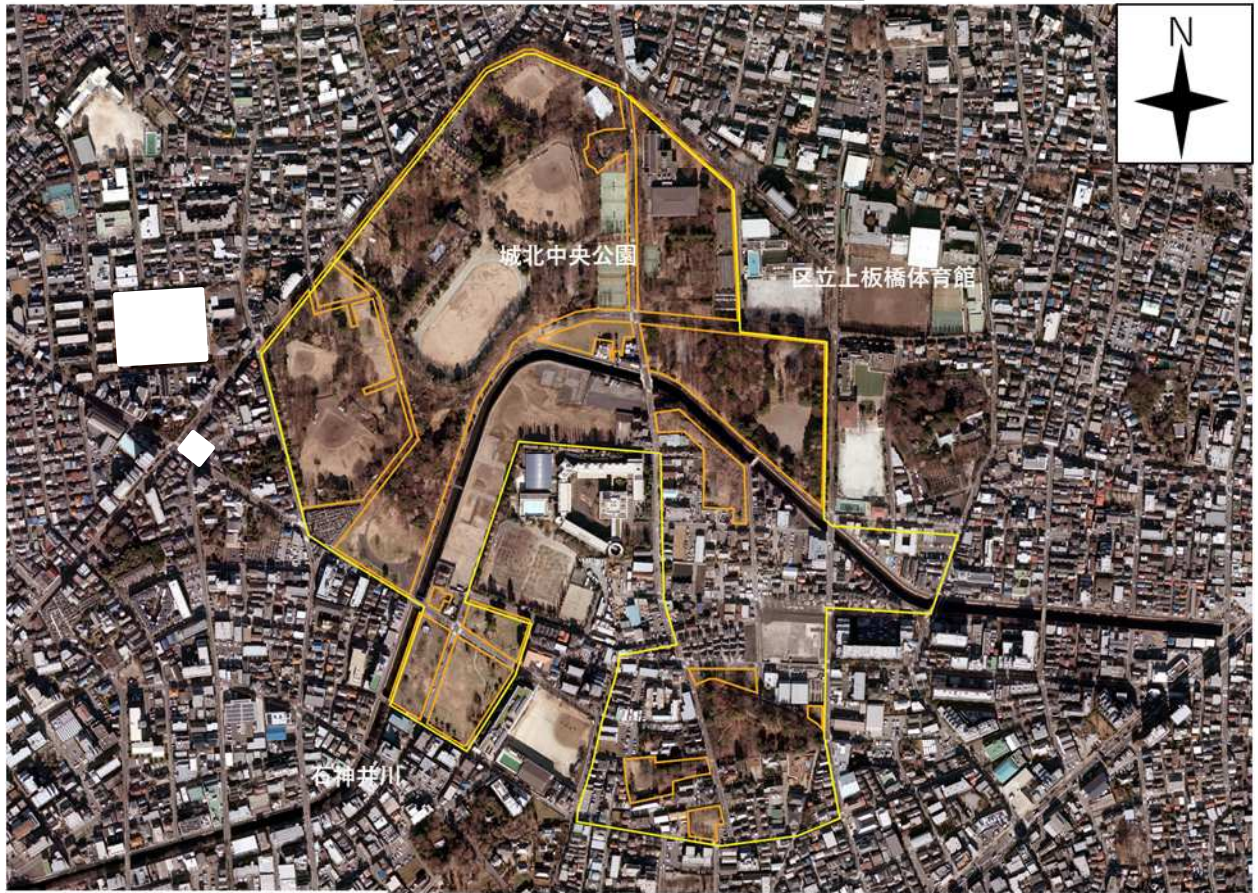
現況平面図 城北中央公園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

城北中央公園

城北中央公園  
（都市計画上板橋公園）



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

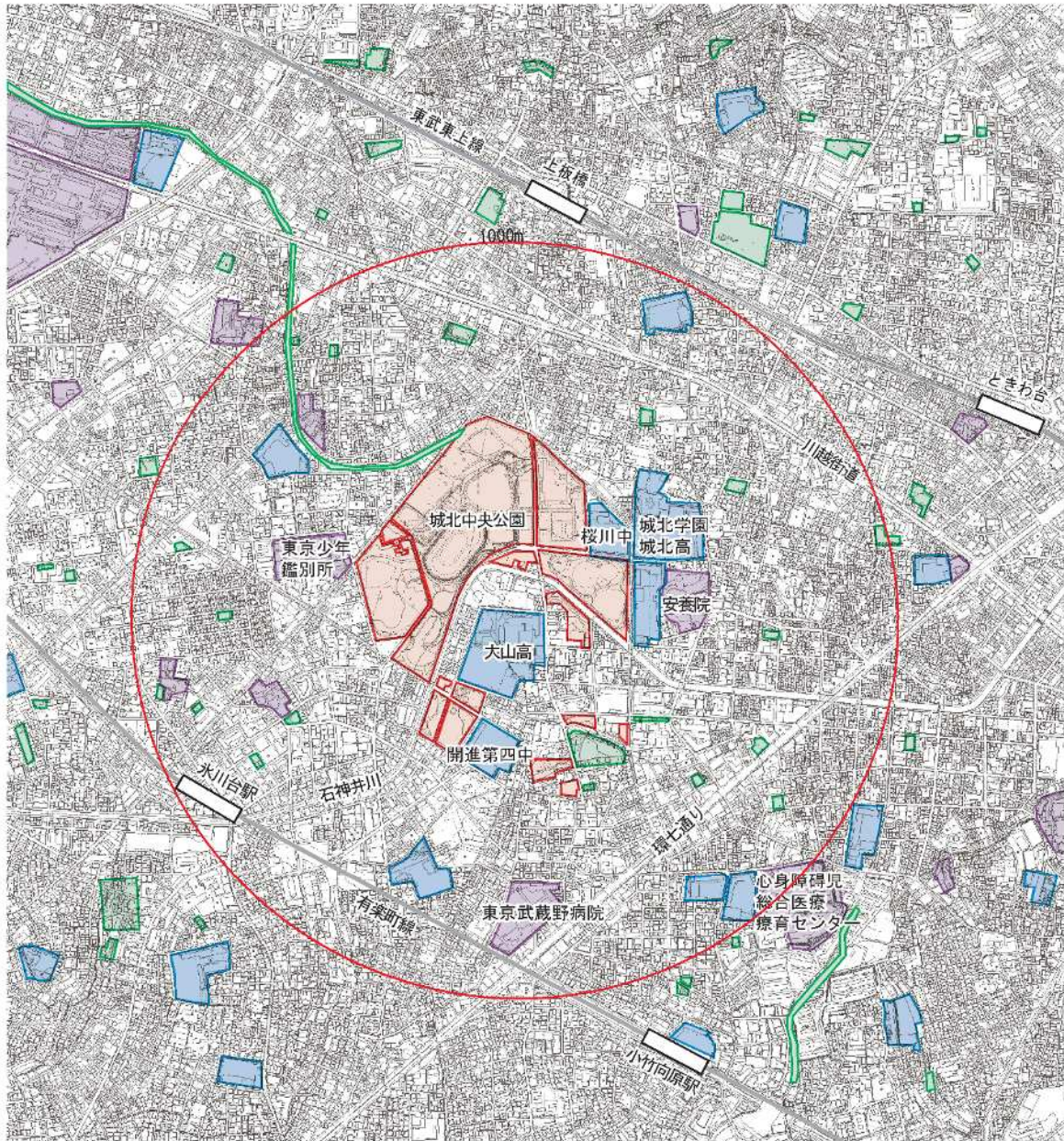
縮尺 1:3,000

計画面積	43.6ha
縮尺	1:3,000
撮影年月日	令和2年3月撮影

©東京都

周辺土地利用図（地図）

城北中央公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



城北中央公園の現況写真 【令和4年6月】

① 正面入口付近



⑤ 野球場 B



② けやき広場



⑥ 都民の森



③ 児童公園



⑦ 栗原遺跡



④ 小野球場 2 (ソフトボール)



⑧ 競技場

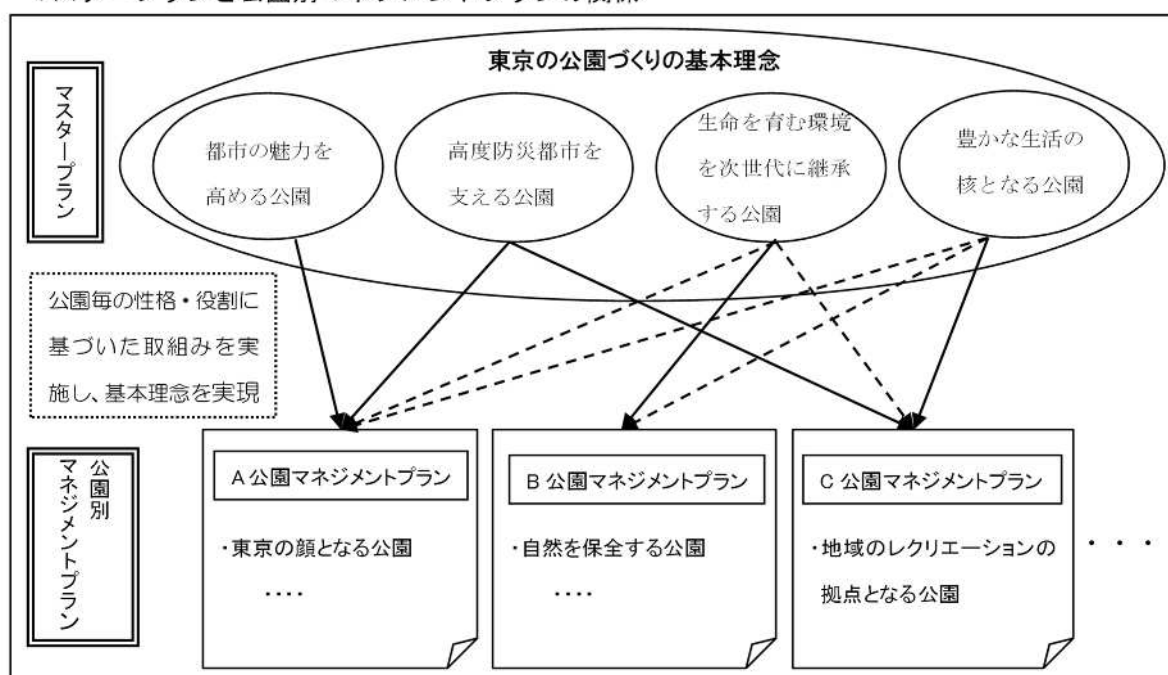


## <資料編>

## 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、城北中央公園が担うことになるプログラムには◎を、城北中央公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 城北中央公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
都市基本理念 魅力1を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度基本防災 念都2市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	○
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	公園施設の適切な点検と維持・更新	○
		環境負荷の少ない公園づくり	○	
承生基本 命を理念 公園育む3 環境を次世代に継	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園における緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進	◎
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな基本 理念生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○	
	(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○	



## 資料 2 城北中央公園に関する資料

### (1) 公園の沿革

昭和 16 年 12 月 24 日 1941 年	緑地計画 59.83ha, 事業計画面積 59.5ha を都市計画委員会で議決, S17. 1. 20 内閣認可。
昭和 17 年 1 月 31 日 1942 年	計画決定。(内務省告示第 43 号)
昭和 22 年 6 月 12 日 1947 年	土発第 230 号で, 土地課長より事業用地 134, 338.03 坪引継。
昭和 22 年 10 月 7 日 1947 年	公園緑地課引継受。
昭和 22 年 12 月 2 日 1947 年	自作農創設特別措置法により, 77, 658.32 坪を農地開放区域に。残った 1,855 坪の土地は, 売却のため財務局へ引継ぐ。
昭和 30 年 3 月 23 日 1955 年	学校法人・立教学院に対し競技場, 野球場, テニスコート, バレーコート, 更衣所を設置許可する。また、学校法人・立教学院に対し運動施設敷地として, 土地使用許可(面積 28, 672 坪)。
昭和 30 年 12 月 8 日 1955 年	上板橋緑地内, 特別区道の廃止並びに所管換を板橋区長と練馬区長に申請。
昭和 31 年 2 月 22 日 1956 年	立教学院より, 運動施設設置承認の願出があり承認する。
昭和 31 年 11 月 17 日 1956 年	上板橋緑地運動場の管理規定を承認する。
昭和 32 年 4 月 1957 年	東京都告示第 34 号により開園。面積 132, 631.40 m <sup>2</sup> (40, 121 坪)。
昭和 32 年 7 月 24 日 1957 年	学校法人・立教学園に対し上板橋緑地内運動施設設置の許可期間の更新並びに施設設置を次の通り許可(期間, 昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 37 年 3 月 31 日まで。施設・野球場・競技場・庭球場・排球場・ラグビー場・サッカー場・ホッケー場・馬場・更衣場・事務所・古跡保存施設・相撲場・籠球場・バレーコート。面積 331, 077 坪。施設の使用細則を都民に掲示することを付記する)。
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
昭和 37 年 10 月 20 日 1962 年	東京都立上板橋緑地の名称及び区域を変更する。(変更前・東京都立上板橋緑地, 変更後・東京都立上板橋公園。)
昭和 42 年 4 月 12 日 1967 年	学校法人・立教学院から土地及び運動施設・工作物等の返還とそれに伴う損失補償について、決定された。
昭和 43 年 1 月 1 日 1968 年	学校法人立教学園より、土地及び工作物等の返還。
昭和 43 年 1 月 1 日 1968 年	復元住居を設置。
昭和 43 年 1 月 31 日 1968 年	立教学院に損失補償金を支払。
昭和 43 年 4 月 1 日 1968 年	運動施設を設置(競技場 1 面 21, 820 m <sup>2</sup> ・1 周 400m のトラック付, 野球場 3 面 30, 900 m <sup>2</sup> :A14, 500 m <sup>2</sup> :B9, 500 m <sup>2</sup> :C690 m <sup>2</sup> =小野球場, 庭球場 8 面 6, 462 m <sup>2</sup> , 排球場 2 面 1, 266 m <sup>2</sup> )。

昭和 44 年 3 月 27 日 1969 年	「茂呂遺跡」が史跡として都指定文化財となる。
昭和 44 年 6 月 10 日 1969 年	追加開園（追加面積 28,780.36 m <sup>2</sup> ）
昭和 45 年 4 月 1 日 1970 年	東京都条例第 39 号、「東京都立公園条例の一部を改正する条例」により名称を「東京都立城北中央公園」と改めた。
昭和 48 年 5 月 5 日。 1973 年	幼児用サイクリングコース開設
昭和 49 年 6 月 11 日 1974 年	サイクリングコース増設（延長 1.8 km, 幅員 2.5m）。「都民の森」（5,000 m <sup>2</sup> ）完成記念植樹祭。
昭和 51 年 7 月 1976 年	都市計画変更
昭和 53 年 10 月 1 日 1978 年	開園面積変更（342.80 m <sup>2</sup> 除外）
昭和 56 年 7 月 22 日 1981 年	東京都水道局に対して震災対策用応急給水施設の設置を許可した。（613・37 m <sup>2</sup> ）
昭和 59 年 6 月 19 日 1984 年	少年野球場を開設
昭和 59 年度 1984 年	ユーカリ栽培を行いコアラの飼料供給を図る。
平成 11 年 3 月 1999 年	プール、じゃぶじゃぶ池、サイクリングセンター、サイクリングコースを閉鎖。
平成 12 年 5 月 31 日 2000 年	追加開園 5,885.63 m <sup>2</sup>
平成 14 年 6 月 1 日 2002 年	追加開園 5,732.20 m <sup>2</sup>
平成 15 年 6 月 1 日 2003 年	追加開園 10,359.38 m <sup>2</sup>
平成 17 年 6 月 1 日 6 月	追加開園 3,634.71 m <sup>2</sup> ドッグランを開設。
10 月	追加開園 499.29 m <sup>2</sup>
2005 年	
平成 20 年 8 月 2008 年	東京都震災対策条例により、陸上競技場が、救出・救助の活動拠点に指定される。
平成 21 年 6 月 1 日 2009 年	追加開園 5,400.61 m <sup>2</sup>
平成 23 年 6 月 1 日 2011 年	追加開園 635.84 m <sup>2</sup>
平成 24 年 6 月 1 日 2012 年	追加開園 1,349.96 m <sup>2</sup>
平成 29 年 10 月 1 日 2017 年	城北中央公園調節池設置工事施工のため、当該区域を一部廃園 9,291.14 m <sup>2</sup>

## （2）公園の自然・社会環境

### 1）自然環境

・城北中央公園は、石神井川をはさんだ右左岸に位置し、武蔵野段丘上の平均海拔

30m前後の成増台と呼ばれる台地にあり、石神井川や桜川、田柄川が谷を刻んだ起伏に富んだ地形となっている。

- ・公園内は、武蔵野の面影の残る屋敷林も残されているが、開設部分の植生は人為的に植えられた。

## 2) 社会的環境

- ・周辺地域からの利用が多く、アクセスは徒歩と自転車が多い。鉄道利用は東武東上線「上板橋」駅から徒歩 15 分、東京メトロ有楽町線「氷川台」駅から徒歩 20 分程度となっている。
- ・公園の北側の 0.5 km を川越街道が、南東側に約 1.0 km のところを環状七号線が通っており、この 2 路線を連絡する道路が公園内を縦断している。石神井川沿いは、武蔵野の路として整備されており、サクラ並木等になっている。
- ・公園東側には、桜川小学校、桜川中学校、城北中学校・高校が、南側には都立大山高校が隣接している。
- ・この地域一帯は、石神井川に流れこむ小さな河川が多かったため古くから人が住み、旧石器時代から奈良・平安時代の文化財が広い範囲にわたって分布している。公園内には、練馬区の登録文化財である「栗原遺跡」の竪穴住居跡と、板橋区の登録文化財である「茂呂遺跡」がある。
- ・石神井川の治水安全度向上のため、公園地下に城北中央公園調節池の整備が進められている。

## (3) 園内のトピックス

### ①陸上競技場

400mトラックの陸上競技場は、ジョギングやウォーキングなどにも好適な場所である。また、運動会などで貸切り使用することもできる。

### ②野球場

野球場は、野球場 2 面と小野球場（ソフトボール場）2 面があり、どの野球場も外周が緑に囲まれている。

### ③テニスコート

テニスコートは、雨の後でもプレーが可能な人工芝のコートが 9 面設置されている。

### ④児童公園と子供広場

低地にあり、分園的な性格をもっている桜川地区は、遊具のある円形の児童公園とこども広場からなっている。イチョウ、ケヤキ、サクラなど背の高い木が多く、散策にも適している。

### ⑤茂呂遺跡、栗原遺跡

茂呂遺跡は、わが国旧石器時代の標準遺跡で、東京都指定遺跡。この辺りの集落跡地から出土したナイフ型石器は同型石の標識として茂呂型ナイフと称されている。また、栗原遺跡は、旧石器時代から平安時代にわたる複合遺跡。現在、ここには奈良時代の住居であるカヤブキ家屋が復元されている。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

(件)

施設名	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
競技場	15	17	19	27	27

・運動施設

年間使用率 (%)

施設名		3年度	2年度	元年度	30年度	29年度	
野 球	昼間	平	56.5	46.6	56.9	50.0	51.4
		休	97.7	93.2	92.8	94.6	94.3
	夜間	平	62.7	71.1	68.8	66.1	73.5
		休	91.2	95.5	83.0	84.2	88.3
野 球 (小)	昼間	平	39.7	25.0	25.4	22.1	21.6
		休	99.1	96.3	91.5	93.1	90.7
	夜間	平	81.4	50.0	21.2	19.7	18.9
		休	91.7	75.0	44.4	66.7	71.4
テニス A (人工芝)	昼間	平	89.7	86.5	79.6	79.6	78.8
		休	99.7	99.1	99.2	98.3	98.5
	夜間	平	85.2	86.4	84.4	77.6	78.6
		休	99.7	97.8	98.3	98.6	97.9
テニス B (人工芝)	昼間	平	94.6	94.7	90.4	88.9	85.7
		休	100.0	99.0	99.5	99.3	99.5
	夜間	平	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		休	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	1	1	1	2	2
映画等の撮影	6	3	9	1	4
その他	160	102	112	124	122

3) 主な催し物 (令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	季節飾り	こいのぼり 4月22日 ～5月17日/ ハロウィン 10月6日 ～10月31日 クリスマス: 12月5日 ～12月26日 門松飾り: 12月28日～ 1月15日	—
	2	スポーツ教室	10月4日～ 19日	動画閲覧数 3,014件

	3	おもてなし花壇	4月～9月 毎週木曜日	動画閲覧数 546回
	4	子どもスポーツ教室	3月24日 ～31日	473
都民 協働	1	地域連携防災訓練	11月	8人
	2	公園連絡会議（パークミーティング）	4月15日/ 6月25日/ 10月21日 11月18日	15人
	3	自然観察会	7月11日	15人
	4	子ども自然観察会	①展示会： 8月12日 ～31日 ②ツイッター： 8月12日 26日	①参加者： 96人 ②インプレ ッション 数：13,330 件
			1月16日	15組40人
5	気ままにボランティア	8月1日、17 日、18日、20 日	56人	
自主 事業	1	野球教室	2月27日	15組（45人）
	2	古代フェスティバル	11月3日	232人
	3	飼い主のマナーアップ	マナーアッ プ期間 10月1日～ 12月31日 キャンペー ン期間 10月9日～ 11月30日	—
	4	自然とふれあいイベント	12月5日	148人
	5	オータムフェスタ	11月21日	83人

#### 4) 主な活動団体（令和3年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
桜翠会「公園と緑を楽しむ会」	園内美化活動	18
城北 DOG WAN	ドッグラン活動	190
城北公園 友の会 すみれ会	植物管理活動	13
城北公園 四季の会	自然普及活動・自然環境管理・イ ベント活動	9